

令和元年11月閉会中 議会運営委員会の概要

日時	令和元年11月25日(月)第1回	開会	午後2時 3分
		休憩	午後2時 7分
	第2回	再開	午後2時37分
	閉会	午後2時56分	

場所 議会運営委員会室

出席委員 齊藤邦明委員長

杉島理一郎副委員長、井上航副委員長

松澤正委員、白土幸仁委員、木下高志委員、田村琢実委員、本木茂委員、
齊藤正明委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、井上将勝委員、
木村勇夫委員、安藤友貴委員、権守幸男委員、秋山文和委員

出席者 神尾高善議長、新井豪副議長

欠席委員 なし

説明者 奥野立副知事、石川英寛企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和元年11月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和元年11月25日(月)第1回)

委員長

- 1 12月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

田村委員

付議予定議案に関連して、1点、執行部に御指摘を申し上げる。

一部の議案について、議会に説明がある前に情報が漏えいし、新聞報道された。議会をないがしろにするもので、誠に遺憾である。

また、これは執行部における重要情報の統制、つまり、ガバナンスが徹底されていないということである。情報漏えいについては、過去に指摘しているにもかかわらず再発したことは、行政組織として大きな問題である。これを放置したまま議運を進めることは適当ではないと考える。

委員長におかれては、よろしくお取り計らい願う。

令和元年11月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和元年11月25日(月)第2回)

委員長

この際、執行部から発言を求められているので、これを許す。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、先ほど田村委員から御指摘をいただいた件について、発言をさせていただきます。

12月定例県議会に御提案申し上げる議案の関係について、議会運営委員会での説明を待たずに、新聞報道がされたところである。

議会にお諮りする案件であるので、取扱いについては、これまでも慎重を期してまいったつもりであるが、誠に申し訳なく存じる。

今後、このようなことのないよう、庁内の情報管理の徹底に努めてまいります。

委員長

重要情報の漏えいは、過去にも繰り返されている。執行部におかれては、ただ今、発言のあったとおり、情報管理の徹底について、十分に御留意いただくよう、強く申し入れる。

委員長

議事を続行する。

1 12月定例会の付議予定議案についてだが、奥野副知事の説明を求める。

奥野副知事

委員長のお許しをいただいたので、12月定例県議会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

お手元の資料「埼玉県議会令和元年12月定例会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。

12月定例県議会に提案を予定している議案は、予算5件、条例5件、訴えの提起1件、事件議決9件の計20件である。

また、議案以外では、専決処分報告などの報告事項が2件あり、合わせて22件となる。

議案の詳細については、このあと企画財政部長から御説明するが、私から主なものを御説明する。

はじめに予算については、10月12日から13日にかけての台風第19号による災害からの復旧に係る経費について所要の補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算額は、231億3,976万7千円となったところである。

また、東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に当たり、主に県内の子供たちに広く観戦の機会を提供できるよう観戦チケットを確保するため、債務負担行為の設定をするものである。

次に、条例については、廃止条例が1件、一部改正条例が4件である。主なものとしては、「埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例」がある。

訴えの提起については、一級河川芝川の河川改修工事に必要な土地を取得し、掘削したところ発見された大量の廃棄物の処分に要した費用の一部を損害賠償請求するものである。

このほか、事件議決として、県の「公の施設」における指定管理者の指定について議決を求めるものなどがある。

以上、簡単ではあるが、私からの説明を終わる。引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、議案の詳細を、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料1「埼玉県議会令和元年12月定例会付議予定議案件名」を御覧いただきたいと存じます。

1ページの1番から2ページの10番までは「補正予算」及び「条例」である。後ほど、資料2及び3により詳しく御説明させていただきます。

2ページの11番は「訴えの提起について」である。一級河川芝川の河川改修工事に必要な土地を取得し、掘削したところ、地中からコンクリート殻等の大量の廃棄物が発見された。当該廃棄物の処分に要した費用の一部について、土地の所有者である相手方に対し損害賠償金の支払を何度も請求したが、これに応じないため、訴えを提起するものである。

12番から4ページの20番までは「事件議決」である。12番の「当せん金付証票の発売について」は、令和2年度における宝くじの発売限度額を400億円とするものである。

3ページの13番から18番までは「指定管理者の指定について」である。別にお配りしている「指定管理者指定議案一覧」に指定管理者の名称や指定の期間などをまとめているので、後ほど御覧いただきたいと存じます。

4ページの19番「首都高速道路株式会社の埼玉県道高速葛飾川口線等に関する事業の変更の同意について」は、東京2020オリンピック・パラリンピック期間中のロードプライシングの実施等に伴い、料金制度等の変更について、議会の議決を求めるものである。20番は下水道法の規定に基づき、県が行う荒川上流域下水道の設置等に要する経費について、関係市町の負担すべき金額を定めるため、議会の議決を求めるものである。

5ページは「報告事項」である。1番は地方自治法第180条第2項の規定による「知事専決処分報告」であり、法律の一部改正に伴い、規定の整備を行ったものである。2番は「平成30年度環境の状況に関する年次報告書」であり、埼玉県環境基本条例に基づき、議会に報告するものである。報告事項は、以上である。

続いて、条例案を御説明させていただきます。資料2「条例案の概要」を御覧いただきたいと存じます。1番の「埼玉県知事の在任期間に関する条例を廃止する条例」は、知事の在任期間に関する定めを廃止するものである。2番の「埼玉県手数料条例の一部を改正する条例」は、建築士法等の一部改正に伴い、二級建築士又は木造建築士の免許手数料等の額を改定するとともに、規定の整備をするものである。2ページの3番「知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例」は、自家用水道の監督などの事務について、処理する市町村の拡大などを図るものである。4番の「埼玉県税条例の一部を改正する条例」は、行政手続等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、規定の整備をするものである。5番の「埼玉県県営住宅条例及び埼玉県特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例」は、単身高齢者等の増加を踏まえ、県営住宅の入居申込に際して連帯保証人を要しないこととするものなどである。条例は、以上である。

続いて、補正予算案を御説明させていただきます。資料3「令和元年度12月補正予算案の概要」を御覧いただきたいと存じます。この補正予算は、台風第19号による災害の復旧に係る経費に所要の予算措置を講じるとともに、東京2020オリンピック・パラリンピックの観戦機会の提供など、当面緊急に対応すべき事業について補正予算を編成したものである。

その結果、補正予算の規模は、一般会計で231億3,976万7千円、特別会計で15億8,283万4千円、企業会計で13億968万7千円となっている。

それでは、「3 内容」について御説明する。

まず、1つ目の○、「台風第19号により被害を受けた中小企業等への支援」についてである。「中小企業や農家、社会福祉施設等に対する支援」については、復旧に向けた施設の修繕、設備の購入などについて助成をするものである。「観光需要の回復に向けた助成」については、県内被災地域での一泊以上の旅行・宿泊商品を対象に旅行業者等へ助成するものである。「災害救助法に基づく被災住宅の応急修理経費の負担《災害救助事業特別会計》」については、法の規定に基づき、市町村が実施する被災住宅の応急修理の経費を負担するものである。

次に、2つ目の○、「公共施設等の災害復旧」についてである。「土木施設（道路・河川・砂防・公園）」については、国道140号や有馬ダム、小森川、秩父公園などの復旧経費を計上している。「農林施設（農業用施設、森林管理道等）」については、揚水機場や森林管理道などの復旧経費を計上している。「交通安全施設、社会教育施設等」については、水没した信号機や川の博物館などの復旧経費を計上している。「県営住宅《県営住宅事業特別会計》」については、坂戸東坂戸住宅の復旧経費を計上している。なお、土木施設、社会教育施設の復旧に係る経費については、年度内の工事完了が難しいと見込まれるため、繰越明許費の設定をお願いしている。

次に、3つ目の○、「東京2020オリンピック・パラリンピックの観戦機会の提供」については、主に県内の子供たちに広く観戦の機会を提供できるよう観戦チケットを確保するものである。なお、契約は議決後速やかに締結させていただき、支払いが令和2年度に発生するため、債務負担行為の設定をお願いしている。

2ページの4つ目の○、「公共事業の施行時期の平準化・適正工期の確保」については、いわゆる「ゼロ債務負担行為」を設定し、公共事業の年度当初の工事量を適切に確保することで、施工時期の平準化を図るものである。また、年度内の完了が難しいと見込まれる工事について、早期に繰越明許費を設定し、適正な工期の確保を図るものである。

次に、5つ目の○、「その他」については、草加柿木地区産業団地整備事業に係る工事や国民健康保険事業に係る費用に追加が生じたため、それぞれの会計で所要の補正をお願いするものである。

「4 財源（一般会計）」についてだが、今回の補正では、特定財源である国庫支出金、県債、諸収入のほか一般財源については繰越金を充てることとしている。

資料4は、一般会計の補正予算案を「歳入款別」「歳出款別」「歳出性質別」に計数整理したほか、特別会計、公営企業会計の補正予算案についてまとめたものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、12月定例会に提案を予定している議案等の概要である。よろしく願います。

委員長

2 請願の受付状況についてだが、議事課長に説明させる。

議事課長

本日午後2時現在、請願の受付はない。なお、12月定例会で審議する請願の締切は、先例により、開会日の午後5時までとなっている。

委員長

3 12月定例会の会期予定等についての（1）質疑質問者数及び質疑質問日数についてだが、1日3人で5日間、計15人ということではいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(2) 会派別日別質疑質問者の割り振りについてだが、お手元の資料 1 に基づき、委員長案を申し上げてよいか。

< 了 承 >

委員長

まず、会派別割り振りだが、今定例会は自民 8 名、県民 2 名、民主フォーラム 2 名、公明 1 名、共産党 1 名、改革 1 名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、日別割り振りを申し上げる。

初日、自民 1 名、県民 1 名、民主フォーラム 1 名。2 日目、自民 1 名、公明 1 名、共産党 1 名。3 日目、自民 1 名、県民 1 名、改革 1 名。4 日目、自民 2 名、民主フォーラム 1 名。5 日目、自民 3 名ということでいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(3) 質疑質問者氏名及び質問日の報告期限についてだが、休日を除いた開会日前日に当たる 11 月 29 日(金)の正午までとするので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

次に、(4) 会期予定についてだが、委員長案を配布してよいか。

< 了 承 >

< 事務局職員が委員長案を配布 >

委員長

この案でいかがか。

< 了 承 >

委員長

次に、(5) 発言通告書の提出期限についてだが、先例により、休日を除き、発言の 2 日前の正午までとなるので、御協力願う。

したがって、質疑質問 1 日目の 12 月 6 日(金)に係るものについては、12 月 4 日(水)の正午まで、質疑質問 2 日目の 12 月 9 日(月)に係るものについては、12 月 5 日(木)の

正午までとなるので、御協力願う。

< 了 承 >

委員長

4 全国都道府県議会議長会自治功労表彰議員の氏名報告についてだが、お手元の資料2のとおり、去る10月31日、全国都道府県議会議長会から、在職20年以上の議員として88番小谷野五雄議員が自治功労により表彰された。

ついては、開会日・12月2日（月）の本会議において、この旨の報告を行うので、御了承願う。

< 了 承 >

委員長

5 テレビ広報番組についてだが、お手元の資料3及び資料4に基づき、政策調査課長に説明させる。

政策調査課長

お手元の資料3「本会議のテレビ中継予定（案）」を御覧願う。

これまでと同様、12月定例会についても、議会運営委員会委員長及び副委員長の監修の下、テレビ中継したいと考えている。開会日及び閉会日の委員長報告までについては生中継で、一般質問については1日分を1時間に編集の上、録画放送で行いたいと存じる。後日、編集に当たって、質問をされた議員の皆様にも、放送する質問項目を選んでいただきたいと存じる。一般質問の様子は、質問から1週間以内の夜8時から9時の時間帯に放送したいと考えている。

続いて、お手元の資料4「テレビ広報番組の収録及び放送について」を御覧願う。

定例会開会日の議会運営委員会、本定例会中の本会議の審議風景をテレビカメラにより収録させていただき、「12月定例会ダイジェスト」として、1月19日の日曜日に放送したいと考えている。

どうぞ、よろしく願います。

委員長

6 予算特別委員会についてだが、今年度についても、2月定例会で当初予算議案の提出が見込まれることから、例年同様、予算特別委員会を設置し、審査をいただきたいと考えているが、よいか。

< 了 承 >

委員長

それでは、今定例会中の議会運営委員会において、予算特別委員会の設置に向けた御協議をお願いしたいと存じるので、よろしく御協力願う。

委員長

7 次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、12月定例会開会日・12月2日（月）の朝、午前9時30分とすることでよいか。

< 了 承 >